

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	爆発
発生日時	平成29年11月27日 07時20分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第2区 尾道灯台から真方位053° 1,650m付近 (概位 北緯34° 24.6′ 東経133° 12.6′)
事故の概要	漁船 <sup>りく</sup> 柄丸は、岸壁に係留中、機関室に滞留していた可燃性ガスが爆発した。
事故調査の経過	平成29年12月5日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 柄丸、4.97トン HS3-50857（漁船登録番号）、個人所有 第281-14317号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	操舵室の窓及び扉並びに揚網用ローラの防護板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、無人の状態尾道糸崎港第2区の岸壁に係留していた。</p> <p>本船は、車で自宅を出て到着した船長が、平成29年11月27日07時10分ごろ操舵室に入り、主機を始動したものの調子がよくないので、一旦主機を停止させたのち、再度始動させて回転数を徐々に上げていたところ、07時20分ごろ操舵室下方の機関室で爆発が発生した。</p> <p>船長は、下方から爆風を受けて飛ばされ、操舵室後部の扉を破り、揚網用ローラ防護板に背部を打って甲板上に倒れたものの立ち上がり、操舵室に備えられた持運び式粉末消火器1個の消火剤を機関室に向けて噴射させて消し止めた。</p> <p>船長は、自らが119番通報を行い、来援した救急車で病院に搬送され、7日間の入院加療を要する気道、手背及び顔面の熱傷、後頭部及び前腕部の打撲等を負った。</p> <p>船長は、毒魚に刺されたときの応急手当の目的で湯を沸かす際に必要なカセットコンロ及びカセットボンベ約6本を購入して本船の操舵室に保管しており、古いカセットボンベの一部が塩害等で腐食していたと本事故後に思った。</p> <p>尾道市消防局担当者によれば、本船は、カセットボンベが塩害等により腐食して破口が生じ、同ボンベから漏れ出した可燃性ガスが機関</p>

	<p>室に滞留し、運転を始めた主機の火花等により着火して爆発に至ったと推定された。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、主機を始動して回転数を徐々に上げていたところ、機関室に滞留していた可燃性ガスに着火したことから、爆発したものと考えられる。</p> <p>可燃性ガスは、本船操舵室に保管中の腐食したカセットボンベの破口から漏えいし、機関室に滞留していた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が尾道糸崎港第2区に係留中、本船が、主機を始動して回転数を徐々に上げていたところ、機関室に滞留していた可燃性ガスに着火したため、爆発したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カセットボンベを火気のある場所付近に置かないこと。</li> <li>・カセットボンベを船上で使用する場合、ガスが漏えいしないよう同ボンベの塩害等の腐食に注意すること。</li> </ul>